

令和5年第6回久万高原町議会定例会

令和5年12月22日

○議事日程

令和5年12月22日午後1時30分開議

- 日程第1 議案訂正の件  
「議案第92号 令和5年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）」
- 日程第2 議案訂正の件  
「議案第99号 財産の無償貸し付けについて」
- 日程第3 議案第89号 令和5年度久万高原町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第4 議案第90号 令和5年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第91号 令和5年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第92号 令和5年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第93号 令和5年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第94号 令和5年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第95号 令和5年度久万高原町立病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第96号 令和5年度久万高原町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第97号 令和5年度久万高原町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第99号 財産の無償貸し付けについて

○追加議事日程

- 追加日程第1 議案第102号 令和5年度久万高原町一般会計補正予算（第6号）
- 追加日程第2 議案第103号 令和5年度久万高原町立病院事業会計補正予算（第2号）
- 追加日程第3 議案第104号 令和5年度久万高原町立老人保健施設事業会計補正予

算（第1号）

追加日程第4 発議第 11号 私学助成の充実強化等に関する意見書について

追加日程第5 発議第 12号 持続可能な農業・農村の実現と食料安全保障の強化を  
求める意見書について

追加日程第6 総務文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

追加日程第7 産業建設常任委員会所管事務調査報告

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（13名）

1番	熊代祐己	2番	高橋末廣
3番	光田優	4番	田村昭子
5番	瀧野志	6番	西山清一
7番	阪本雅彦	8番	大原貴明
10番	大野良子	11番	森博
12番	岡部史夫	13番	玉井春鬼

○欠席議員（1名）

9番 高橋誠

○説明のため出席した者

町長	河野忠康	副町長	佐藤理昭
教育長	小野敏信	総務課長	木下勝也
住民課長	沖中敬史	保健福祉課長	西森建次
環境整備課長	辻本元一	ふるさと創生課長	渡部定明
建設課長	猪上浩明	林業戦略課長	小野哲也
まちづくり営業課長	高木勉	農業戦略課長	菅和幸
会計管理者	藤岡和雄	病院事業等統括事務長	西村哲也
教育委員会事務局長	中川茂俊	消防本部消防長	大野秋義

代 表 監 査 委 員 菅 洋 志

○ 議 会 事 務 局

事 務 局 長 篠 崎 慶 太

事務局 (朝 礼)

議 長 本日の出席議員は12名です。  
定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

(午後1時30分)

議 長 12月13日の本会議において、令和5年人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての審議の中で、岡部議員から質疑があり答弁したが、その答弁を訂正したいとの申し入れが、理事者からありましたので、これを許可します。

(佐藤副町長を指名)

副 町 長 12月13日の本会議において説明を行いました、議案第86号「令和5年人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」に関しまして、岡部議員からの質疑に対する私の答弁に一部誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。

なお、退職金の額でございますが、1,000円以下は切り捨てて報告をさせていただきます。

まず、町長ですけれども、4年任期満了で1,700万円、税引き後が1,184万円。副町長が、4年任期満了で798万円、税引き後が647万円。教育長が、3年任期満了で398万円、税引き後が352万円となります。

大変御迷惑をおかけいたしました。

議 長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、議案訂正の件を議題とします。

町長から、議案第92号「令和5年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)」について、訂正の申入れがありましたので、本件について、訂正理由の説明を求めます。

(沖中住民課長を指名)

沖中課長 議案に基づき説明

議長 訂正理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第92号の訂正を許可することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第92号「令和5年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)」の訂正は、許可することに決定いたしました。

議長 日程第2、議案訂正の件を議題とします。

町長から、議案第99号「財産の無償貸し付けについて」、訂正の申入れがありました。

本件について、訂正理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議長 お諮りします。

ただいま議題となっています議案第99号の訂正を許可することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第99号「財産の無償貸し付けについて」の訂正は、許可することに決定しました。

議長 日程第3、議案第89号「令和5年度久万高原町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

本案について、最初に総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

（瀧野 志総務文教厚生常任委員長を指名）

瀧野委員長 それでは、総務文教厚生常任委員会に付託されました議案第89号につきまして、12月14日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告をさせていただきます。

議案第89号「令和5年度久万高原町一般会計補正予算（第5号）」

予算の補正額は、総額2億5,292万1,000円の増額補正で、累計9億3,876万3,000円となり、これは前年度同期予算と比べ3%の減額となっています。

歳入の主なものは、地方交付税は、普通交付税3,412万8,000円の増額。

国庫支出金は、公共土木施設災害復旧費国庫負担金、8,250万8,000円など、9,159万4,000円の増額。

繰入金は、農林業担い手育成確保対策事業地域振興基金繰入金、1,800万など、1,816万4,000円の増額であります。

繰越金は、前年度繰越金8,031万1,000円の増額。

町債は、過疎対策事業債の減額、1,870万の減額でございます。

災害復旧事業債の増額、4,480万円など、2,610万円の増額となっております。

続いて、歳出の本委員会関係の主なものは、総務費では、デマンドタクシー事業補助金の増額、257万2,000円。戸籍情報システム改修業務委託料748万の計上であります。

民生費では、後期高齢者医療健康診査費負担金の増額、112万7,000円。

後期高齢者医療保険事業特別会計繰出金の減額、437万3,000円の減額です。愛顔の子育て応援事業報償費の増額、126万円。

衛生費では、僻地医療負担金の増額。816万5,000円。病院事業会計繰出金の減額、1,870万円。带状疱疹ワクチン接種者補助金の増額、400万円。

消防費では、新規採用職員の需用費の増額、299万6,000円などとなっております。

審査におきましては、総務課関係では、デマンドタクシー事業の実態はどうかとの質疑に、4月から10月までの利用者は511人で、実施区域に変更はないものの、運行距離が延びており、補助金の増額を行うとの答弁がありました。

住民課関係では、庁内におけるマイナンバーカードの顔認証つきカードリーダーの設置場所と、台数の質疑に、マイナ保険証の受付ができる機材は、美川歯科診療所以外の全ての医療機関と、調剤薬局に15カ所設置しているとの答弁がありました。

またマイナンバーカードを健康保険証として利用する率が非常に低いとのことだが、本町の利用率はどうか。また、国の方針もあり、今後どう利用率を上げていくのかとの質疑に、町内の状況を把握していないが、利用率は低いと考えており、今後も広報やホームページなどを通じて、周知に努めるとともに、暗証番号を入力する手間の要らない、顔認証の推進など、総合的にマイナ保険証の利用促進に努めたいとの答弁がありました。

また、極端な人口減少社会は今後の国保会計に影響はあるのかとの質疑に、将来、予定されている国保税の県内標準化に向けては、保険税を引き上げなければならない状況だが、激減を避けつつ、適正な保険税の設置、設定及び事業の運営に努めていくとの答弁がありました。

また、広域化がスタートすると保険料が上がると思うが、その対策はあるのかとの質疑に、本町における現在の水準では、引き上げは必要だが、統一化の時期は定まっていないので、徐々に適正な保険料に引き上げながら、統一を図っ

ていきたい、との答弁がありました。

後期高齢者医療について。国のほうでは、一律2割負担にするとも言われているが、これによって、本町にどのような影響があるかとの質疑に、まだ決定した事項ではないので、そうなったときには御理解をいただくように、丁寧な周知、説明に努めるとの答弁がありました。

保健福祉課関係では、子育て応援事業の申請から交付までの手続はどうなっているかとの質疑に、子供が生まれたら申請をしていただいただく。年度事業であり、毎年4月に申請書類を送付し、申請書と引換えに、オムツ券を渡しているとの答弁がありました。

また、県の1歳未満の部分と、町の1歳から3歳までの部分の割合はどうかとの質疑に、県の事業では、第2子以降の、満1歳に満たない子供が対象になり、それ以外のゼロ歳から2歳までの子が町の事業となるので、県に比べて、町の費用はおおむね3倍になっているとの答弁がありました。

また、新生児誕生祝い金と合わせて、プッシュ型で、交付金応援券を交付すれば効率的ではないのかとの質疑に、該当者に申請書類を渡して、申請のあった段階で配布しているので、実質プッシュ型と認識しているとの答弁がありました。

また、带状疱疹ワクチンは、町内の皆様から求められている事業だが、副作用を心配する声もあり、2種類のワクチンの副作用はどうかとの質疑に、生ワクチンと不活化ワクチンがあるが、ほぼ同じような症状となる。

注射部位の痛み、腫れ、発赤、筋肉痛、全身の倦怠感、発熱等が挙げられ、非常にまれな例では、アナフィラキシーなどの重篤な副反応が現れる場合もあるとのことだが、10月末で565件の接種をしており、1から重篤な副反応が出たという報告は受けていないとの答弁がありました。

また、今後も、带状疱疹ワクチンの補助事業は続けていくのかとの質疑に、既に565件の実績もあり、また、医療費の抑制にもつながると思われるので、来年度においても予定しているとの答弁がありました。

また、補助前に生ワクチンを接種した人が、不活化ワクチンを打つ場合に、どれぐらいの期間を空ければいいのかとの質疑に、生ワクチンは5年から8年程度効果があり、不活化ワクチンは、2回接種で9年以上の効果があるとのこ



とだが、担当医に確認をしていただきたいとの答弁がありました。

また、公共交通の利用券を、高齢者、障害者にも、月2,000円補助しているが、自力で車に乗れない人には、もう少し手厚くできないのかとの質疑に、利用券は年額2万4,000円支給しており、予算の関係上、これ以上は難しいと思うが、要介護レベルでの限定的な対応であれば検討の余地はあるので、慎重に検討したいとの答弁がありました。

また、自分で動けない人を動かすには、多大な労力とお金が必要になり、交通料金は非常に好評だが、本当に動けない人に対しては、要介護の段階を踏むなど、対象者を絞り込んだ上で、もう少し手厚い対策が必要ではないのかとの質疑に、要介護の関係は、まだ十分把握できていないので、利用者の把握をしっかりとって、検討したいとの答弁がありました。

また、車椅子が搭載できる自動車など様々あると思うので、タクシー券を使って介護サービスができる会社と協議するなど、前向きに検討すべきではないのかとの質疑に、今後はそのようなニーズは増えると思うので、検討していきたいとの答弁がありました。

また、来年度は、各種計画の切替えの時期であり、担当課では、現在、多くの課題について検討していると思うが、計画はスムーズに進んでいるのかとの質疑に、各事業計画の進捗状況は様々だが、委員の皆様にも協力いただきながら、立派な計画をつくっていききたいとの答弁がありました。

教育委員会関係では、9月議会でも、一般質問のあった面河小学校のスクールバスについて、検討の状況はどうかとの質疑に、町内への利用状況などを確認中であり、保護者負担の軽減と対策について、検討しているとの答弁がありました。

移住されている方であり、雪の深い地区であることを考えると、スクールバス等で、安心安全に送迎することを早急にする必要があるのではとの質疑に、小さな学校と子供たちを守るという観点から、細部にわたっての対策が必要であり、できる限りの対策について、検討を進めたいとの答弁がありました。

また、前回、久万幼稚園の修理は必要だと質問したが、今回、予算計上されていないのはなぜかとの質疑に、幼稚園の床の改修は、令和6年度の当初で予算措置を考えているとの答弁がありました。

また、生涯学習として、何をしているのかとの質疑に、人権教育、スポーツ、体育の関係など、多岐にわたる業務があり、人権の尊重とともに、様々な事業を展開しているとの答弁がありました。

一線を退いて、改めて勉強したいとの声も聞くが、高齢者や住民に向けた講座はないのかとの質疑に、ニーズを調査して考えていきたいとの答弁がありました。

保護者の中には、送迎による通学が難しい方々もいるので、そこに目を向けた施策も必要ではないのかとの質疑に、通学距離に見合った補助金支給ということで、年額2万5,000円であった補助を、10キロ以上の場合は、最高額7万5,000円に、9月の段階で見直しをかけ、保護者の方々の負担軽減に努めている。

今後、こういった対策がとれるのか、内部で協議を進めたいとの答弁がありました。

不登校児童は、現在、何人いるのか。また、学校と教育委員会の関わり方はどうかとの質疑に、現在、小学校で7名、中学校で7名の不登校児童生徒がいる。学校には、スクールソーシャルワーカーなどの配置をして、子供たちのケアを行っているとの答弁がありました。

現在、不登校の児童生徒に対して、どの程度、踏み込んだ対応をしているのか。学校と教育委員会の取組に、連携がないのではないのかとの質疑に、B&G海洋センターを使った、第三者の居場所づくりで救えている子供や、教育委員会に毎日登校する生徒もいるが、学校と連携しながら取組を続けている。

現在も、学校と教育委員会とがしっかり連携をして取り組んでいるが、一層の強化を図りたいとの答弁がありました。

審査をした結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告とします。

議 長

委員長の報告は終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑を終わります。

委員長、お帰りください。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(高橋末廣産業建設常任委員長を指名)

高橋末廣  
委 員 長

産業建設常任委員会に付託された議案第89号につきまして、12月14日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第89号「令和5年度久万高原町一般会計補正予算（第5号）」

歳入の補正予算については、総務文教厚生常任委員会で報告がありましたので、省略いたします。

本委員会関係の歳出の主なものは、農林水産業費では、担い手対策、機械設備施設整備資金貸付金の計上1,800万円。

和田ノ窪頭首工整備工事費800万円。森林経営管理業務委託料の増額397万8,000円、林業経営支援事業補助金の減額、1,200万円。林道路面整備・崩土除去作業業務委託料の増額、1,500万円。

商工費では、原油高騰対策事業者経営支援事業の補助金の計上、1,200万円。

面河アウトドアセンターの指定管理料の増額、146万9,000円。

災害復旧費では、令和5年度台風6号により被災した林道の8路線の災害復旧工事に3,007万円。令和5年6月から7月にかけての梅雨前線豪雨による被災した林道1路線の災害復旧工事1,190万円。同じく、河川4カ所、道路9カ所の災害復旧工事、1億2,300万円。同じく、河川13カ所、道路15カ所の災害復旧工事、3,000万円などとなっています。

審査の主な内容は、まちづくり営業課では、町内のサービス提供者及び生活者に対する原油価格物価高騰対策の支援方針と、概要はとの質疑に、生活費全般のコストが依然として高いので、生活支援、事業者支援として、非課税世帯

への給付金と、全町民への暮らし応援金を実施している。

また過去には、生活支援と事業者支援の両立を図るプレミアム商品券も実施している、との答弁があった。

また、今回、原油価格高騰対策における法人・個人事業主に対する支援策について、3カ月分とした理由、町が決定した単価の根拠、個人事業主の範囲についての質疑に、3カ月の理由は、1年間を4期に区切ってタイムリーに支援するという考えから3カ月とした。

単価は、町が単価契約している燃料単価をベースにした。また、個人事業主の範囲は、全業種を対象にしているとの答弁があった。

また、現状で、支援の対象となっていない町内の世帯はどのくらいあるかとの質疑に、約4,000世帯の中で、非課税世帯が1,700世帯ほどあるので、対象外というのは2,300世帯になるかと思う、との答弁があった。

また、対象となっていない2,300世帯に行き渡る施策は検討しているかとの質疑に、まちづくり営業課としては、先ほどの対象と、今回、対象となっていない2,300世帯を合わせて、商工業者両方の支援をしていく。例えば、プレミアム商品券のようなものを検討したいとの答弁があった。

ふるさと創生課では、四国カルストは、四国を代表する観光地だが、以前から問題視しているトイレの整備を含む観光客受入環境は、遅々として進んでおらず、一方で、面河の交流施設の開業遅れもあり、なぜこのような状態が続いているかとの質疑に、四国カルストのトイレについては、水資源確保の調査設計業務の結果を踏まえて、新設、既設の機能の増強を取り組んでいきたい。

御指摘のあった面河アウトドアセンターや、四国カルストの関係は取り組んでいない部分もあり、非常に重く受け止めている。戦略的な観光ビジョンをどう描いていくかということが、町に求められた役割であり、職員の体制状況や、関係機関との連携など、もう一度見直して進めていきたいとの答弁が、副町長からあった。

四国カルストは、山の頂にある施設で、水源は遥かに下の谷底にしかないことから考えれば、雨水を利用するかなどの、様々な発想を持って対応しないと予算の無駄遣いになるのではないかとの質疑に、水の確保をどこに求めるかについては、トイレ用の循環など、今までにない視点で、広く検討していきたい

との答弁が、副町長からあった。

また、観光産業の予算を含む町の対応から見て、受け皿となる環境設備ができていない。観光産業が、今後の町を支えると、町は本気で考えているかとの質疑に、町の稼ぐ力、町の資源を最大限に使うことは、非常に重要と認識している。地域全体の中では、観光資源を使って、経済をどう活性化させるかというのは非常に大事であり、町内事業者との連携、役場体制の在り方、観光協会との連携など、先進地事例もしっかり勉強しながら進めたいとの答弁が、副町長からあった。

清流面河の補正対応を行うのであれば、他の地域運営協議会がやっていることや、今後、営利事業を行うことについても、売り上げの目標を確保できる補助を行うことは、矛盾は生じないのではないかとの質疑に、地域運営協議会は営利を求める団体ではないが、地域の活性化を図るということでは、目的は合致すると考えている。

今回の清流面河は、指定管理者の委任を受けているが、美川、柳谷については、若干性格が違うとの判断をしている。地域の活動であり、金銭面だけが支援ではないので、様々な面で支援の必要があるとの答弁があった。

また、地域のにぎわいの創出や買い物支援など、地域運営協議会が今後地域のために行う営利事業については、何らかの補助を考えなければ、しっかりとした事業もできないと思うので、それを検討していく場が必要ではないかとの質疑に、高齢化が進んでいく中で、地域運営協議会は、地域の課題を自ら、また町と一緒に考えていける団体として、非常に有効と考えている。

ただ、実施する事業の中では、町が支援できるものとできないものがある。今後、町の現状が厳しくなるとすれば、その中で検討の必要があるとの答弁があった。

また、県は、水循環システムの実証実験を行っているが、四国カルストの水問題の中で、このシステムについて検討はしたかとの質疑に、今現在、水資源を確保する調査、設計事業に取り組んでおり、水資源の循環システムについても、検討しているとの答弁があった。

環境整備課では、環境衛生センターは職員が退職し、会計年度任用職員で対応しているので、責任者の存在が見えない。リスク管理の点からも、一日も早

く解消すべきではないかとの質疑に、今年度から会計年度任用職員のみとなっているので、職員が環境衛生センターを訪問する頻度を高めて確認を行っており、連絡体制も整えている。

また、退職した職員がそのまま勤務しているので、運営については、確実に行われているとの答弁があった。

環境衛生センターの前を通ると、し尿処理特有の臭いがするが、管理上の不具合が起きているのではないかとの質疑に、原因については究明中ではあるが、活性炭なども劣化しているのではないかということで、業者にも確認しながら、対策をとりたいとの答弁があった。

解体工事中だから、少々の臭いは仕方がないという考えではなく、できる方法については、しっかりと検討していかなければいけないとの意見があった。

農業戦略課では、担い手対策、機械施設整備資金の貸付金は、研修生の人数が増えたこともあるのか、資源高騰によるものかとの質疑に、担い手育成で毎年3名の新規就農者を送り出しており、研修生の継続的な採用や、資材の高騰、経営規模の拡大等により資金が不足したので、今回、補正したとの答弁があった。

以前は、ロシア由来の物価の高騰があったが、中東情勢も不安定であり、さらなる資源高騰もあると思うが、1,800万の増額で大丈夫かとの質疑に、コンスタントに担い手を輩出しており、リース事業の償還もおおむね8年後となるため、取り崩して使えるお金が不足したので、今回、補正したとの答弁があった。

また、新規就農者が新しいハウスを建築する場合と、居抜き物件の場合との支援対策、また、町外から研修をして就農する場合と、親元就農した場合の支援体制については、どうかとの質疑に、居抜きの場合は、貸付の際に施設の精度や、附属の機械などを確認させていただき、不足分について援助をしている。

親元就農の場合は、青年等就農計画を立て、認定新規就農者になった方は、国の経営開始資金や、経常発展支援事業などの支援があるとの答弁があった。

また、認定新規就農者は、就農から5年以内であれば、親元就農の場合も支援が受けられるが、広報、周知が少ないのではないかとの質疑に、まずは農業戦略課に来ていただいて、担当者が詳しく説明することになっているが、関係機

関にはホームページ等で周知しているとの答弁があった。

認定新規就農者制度においては、リニューアルでも、継承制度の利用が可能であるなら、それを明言されたいとの質疑に、後継者が補助を受けるためには、認定新規就農者になっていただいてから、経営開始資金、経営発展支援事業を受ける形となる。

親元で就農しただけでは補助を受けられないが、代わりをして事業主体となった時点で、認定新規になれば、国の補助が受けられるとの答弁があった。

また、新規就農者にとっては、就農保険制度の存在は大きいですが、2024年1月から、新たな特例制度が導入されている。その概要はどうかとの質疑に、新たな特例制度では、気象災害の特例が新設される。これにより、気象災害により被災した方の、基準収入の算定に用いる過去の平均収入が、従前より高く設定できるとの答弁があった。

収入保険制度に加入する条件となる青色申告の実績要件も、今回、緩和されている既存の農家や、農業に挑戦してみたい方々にとって、魅力となると思うが、この機会に、町独自の施策をプラスして、新規就農者を増やすべきではないのかとの質疑に、収入保険の加入は、2年以上の青色申告が必要であったが、来年1月から、1年分で加入できるようになる。

収入保険については、令和3年度より加入促進の補助制度を設けており、新規加入者を対象に、上限を10万円とし、掛け金の2分の1を町単で補助しているとの答弁があった。

農作物が被害を受けた場合、保険金の支払いまでタイムラグがあり、年収が確定する翌年3月以降にしか保険金が支払われないことが問題となっている。農業共済から無利子の融資などを受けられる制度があるが、町独自のつなぎ支援策の検討が必要ではないのかとの質疑に、減少した所得に対する支援は、検討できていないのが現状。収入保険で対応できるつなぎ融資もあるが、幅広く対応できるつなぎ融資は見当たらないので、他市町の状況も見ながら、方向性を探っていきたいとの答弁があった。

林業戦略課では、林業まつり委託事業に対して、予算重要施策の説明が以前あったが、町の財務規則における流用制限内を踏まえた上での流用であるのか。また、補正ではなく、流用措置をとった理由についての説明を聞きたいとの質

疑に、当初、林業振興費内での流用を考えていたが、予算がないので、林業費の作業道の補修や、災害復旧の委託費から流用を行うことにした。

流用とした理由は、第51回林業まつりでは、終了後、既に1カ月が経過しているので、協力していただいた業者から請求書が届いており、早急に対応しなくてはならないので、流用で対応し、早急に支払いすることとしたとの答弁があった。

12月補正予算では、各課は10万、20万の補正予算を計上しているが、林業戦略課の補正予算では、委託料の300万円の減額補正予算があるのに、200万の予算流用としている。

この対応は、予算執行において問題はないのかとの質疑に、事業実施については、事前に事業費を確認して、委託料の中で完結するのが本来であり、深く反省している。今回の措置は、事業者に迷惑をかけないように、特別な措置を行ったとの答弁があった。

予算上の余裕は、年度末が近づいて、見込みが立つものであり、現時点では何が起きるか分からない。実行委員会が補助金を増やすべきと要望すれば、町長は必要な金額を増やすことを認めるようになるものだが、副町長の答弁との質疑に、今回の件は、業務事務処理上の確認不足が原因であり、大変申し訳なく思っている。この指摘のとおり、他の実行委員会の関係者から見ると、誤解を受けかねないケースということで、非常に憂慮しているところであり、あくまでも例外的なところで、予算の範囲内の措置をさせていただければと考えている、との答弁が副町長からあった。

当初予算額が662万4,000円の助成金に対して、200万を流用するということは、事業の考え方からいくと、重要変更となるが、これを例外的な措置というのはどういうことかという質疑に、本来なら補正予算で対応するところだが、事業後の事務処理であり、支払いが滞ると、先方のこともあるので、例外的に流用を考えているとの答弁が、副町長からあった。

必要と思われるから組んだ予算を、12月中に必要でないと判断して、流用に回すということを林業戦略課ができるとしたら、全課においてできる措置があるのではないのかとの質疑に、今回は運用上の特別な措置であり、本来はできない。ただし、款項の間で流用はできないが、目内については、不測の事態が



生じた場合は、流用できるとされている。

また、予算査定の際には、十分、説明いただき、余裕があるものについては認めていないとの答弁があった。

また、民法第108条に規定する、双方代理の禁止規定の抵触を避けるために、市長の職にある者が代表者となっている団体との間における法律行為の処置に関する規定を設置している自治体もあるが、今回の流用は、民法に定められる、双方代理禁止規定の抵触はしないのかとの質疑に、特定の事業者に対して有利になるようなことがあってはならないというものだと思うが、林業まつりの契約者については、その双方代理をたてるため、実行委員会の委員長が町長で、町の代表は副町長で契約をしている。この方法については、実際の現状に即しているということもあるので、実際の現状に即しているか、ということもあるので、検討が必要との答弁があった。

裁判事例では、交付金支出に当たって、不偏不党の原則及び中立公平性が保たれていない支出は不当であるとの判例があり、流用を実行した場合には、様々な問題も起きるので、早急に必要な対応策を検討すべきではないのかとの質疑に、民法の関係と、今回の流用は検討すべきところがあるので、ご指摘の件は、引き続き、今後の事を含めて検討したいとの答弁が、副町長からあった。

他の自治体でも、行政のトップと、受け皿の団体のトップが重複しないように規定を設けているところもある。町も規定を設けることを、早急に検討してはどうかとの質疑に、民法の適用の関係は、少し掘り下げて確認して、検討していきたいとの答弁が、副町長からあった。

林業まつりの前日に、体育館の展示物が突然撤去されたと聞いたが、運営上、何らかのトラブルがあったのではないのかとの質疑に、体育館の展示に関しては、準備にあたるときに、新聞等で報道があったので、町民が不安を感じたり動揺したりしてはいけないので、展示は取り下げたと、教育委員会から聞いているとの答弁があった。

脱炭素事業は、木質バイオマスについても、プロポーザルで募集して、実施しているのか。また、林業戦略課が、その部分は進めるとするのか、との質疑に、脱炭素先行地域の事業に関しては、林業戦略課も協力しながらやっているが、プロポーザルによる事業者認定については、環境整備課との答弁があった。

木質バイオマスについては、町も原案を持っていると思われるが、ある程度の流れについて、町民にお知らせすることはできないのかとの質疑に、風力発電、木質バイオマスについても、町が基本的な考え方を示して、それに対して企業が事業を提案してくるという形で、先行地域の選定に向かって進んでいくことになる。

また、40キロというのは、別の小型の木質バイオマスになるので、全てが提案という形ではない。また、町民への説明は丁寧にさせていただくことは、肝に銘じているとの答弁が、副町長からあった。

脱炭素計画を進めるにあたって、町民アンケートを実施したが、町民との意見の交換の場を設ける予定はあるか、との質疑に、アンケートの結果は、当然公表しなければならないし、御意見についての対応は、しっかりとするとの答弁が副町長からあった。

建設各課では、農林業、町道の維持管理に係る当初予算額が非常に少ないとの質疑をしたことがあり、その後、検討をした様子がないが、来年度からでも、多めに当初予算を組んで、パトロール回数を増やすなど、災害につながる前に修繕をすれば、結果的に歳出の抑制につながるのではないのかという質疑に、予防対策、パトロールの充実に関しては、会計年度任用職員2名にパトロールをさせているが、路線数もかなり多いので、災害が起こった後に、地域の皆さんの情報を受けて、現地を確認することも多く、思うようになっていないとの答弁があった。

地域からの通報は、スマホで写真を撮って通報するということを実践している必要もあるので、そのあたりも研究して、予防ができる形で、今後備えてはどうかとの意見があった。

地元から道路舗装修繕とか、用排水路の改修などの要望を、建設課が受けていると思うが、適切に対応しているのかとの質疑に、通常は地元要望を受けた場合は、町の事業として選択可能かどうか、現地確認を行い、回答している。

要望がありながら対応できていない箇所も、実際にあるかどうか、早急に確認して行いたいとの答弁があった。

小規模の修繕については、予算はあるのに、業者の手が回らず、年度内に修繕できないとの話も聞くが、今回の250万の補正は、今年度において、全て

の事業が実施できるのかとの質疑に、農業維持管理業務委託料は、業者から見積もりを取って実施するので、繰り越しをする場合もあるが、水路は年度内に完了するという答弁があった。

和田ノ窪の頭首工整備工事の800万は、仮設道路の設置と聞いたが、予定外の工事であり、年度内に完了ができるのかとの質疑に、完成工期は3月末だが、今の見込みでは、3月上旬の完成を目指しているとの答弁があった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
以上です。

議長 委員長の報告が終わりました。  
ここで、委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑される方はありますか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
委員長、お引取りください。  
各委員長の報告は終わりました。  
議案第89号「令和5年度久万高原町一般会計補正予算（第5号）」について、質疑を行います。  
質疑される方はごさいませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 脱炭素計画の関連で、12月議会で確認する必要がありますので、環境整備課長にお伺いをしたいと思います。

環境整備課長にお伺いします。

脱炭素関係の事業ですが、当初予算で再エネ促進区域の指定及び指定等に向けたゾーニング等の合意形成支援業務5,241万8,000円、そして脱炭素に向けた分散型エネルギー導入計画策定業務委託2,000万、この2件の

脱炭素関係の業務委託を予算化しておりますが、いまだ、それぞれ進捗状況の報告がなされておられません。今後の議論において、大変重要な案件ですので、ぜひとも進捗状況を御説明願います。

議 長 (辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 岡部議員の質疑にお答えをいたします。

まず、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング等の合意形成業務につきましては、工期が令和6年の10月10日までの予定となっております。現在、文献調査や有識者等にヒアリングを行いまして、それぞれのゾーニングマップを作成しているところでございます。

また、風況調査につきましては、令和6年9月末まで実施する予定としてございます。

次に、分散型エネルギー導入計画策定業務ですが、令和6年2月20日までの工期を予定しております。現在、木質バイオマス発電設備の導入に向けて、林地残材を活用しましたバイオマスチップの供給可能量の調査、関係者からの聞き取りなどを基に整備しまして、民生部門の電気熱の需要状況調査を実施しているところでございます。

また、地域マイクログリッドにつきましては、役場本庁周辺での範囲設定に向けまして、電力の需要量と、それに相応します蓄電池容量の検討を行っているところでございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今、課長から説明がありました進捗状況ですが、脱炭素のスタートというのは、本来、これら調査、計画策定の報告を受けてからになるものでございます。

そして、今後は議会の議決が当然必要となります。

本会議においても、数名の同僚議員、私も町の脱炭素計画内容について質問をさせていただきました。翌日の新聞報道を見る限りでは、私の一般質問の趣旨は掲載されず、私が、町の推進する脱炭素計画を後押ししているかのように

も思える内容であり、事実、そのような見方をされた数人の町内の方からの問い合わせもございました。

議会内においても、一様に驚かれておられました。

町長が推進されている脱炭素計画について、今までの説明を踏まえ、議会は、計画内容をどのように認識していると町長は受け止めておられるのか、町長のお考えをお聞きします。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 本会議でも申し上げましたように、今、カーボンニュートラル、このことを外して、これからの日本の将来、また地球温暖化のこともございます。

これを外して、町の展望を論じるには、これはもう極めて大事なところと認識もしておりますし、それから担当のほうからも説明を、幾度かなく行っておりますけれども、いわゆる日本全体で関係者中心となって、脱炭素に向けた先行地域を募集してございます。

これについては、説明も申し上げているつもりでございますけれども、私どもの豊富な森林資源が、このカーボンニュートラルに浴するところ、さらにはこれに選定されますと、有意な交付金も付与されるところでございますし、また、木質バイオマス等も導入することによって、林地残材のさらなる利用も、もっともっとたくさんの搬出も可能となってくるところでございます。

また、雇用の創出も見込まれるところでございますから、ぜひ、私としてはこのことをさらに率先して、イノベーションを図っていくときであろうと思っておりますから、そのような説明を申し上げてきたところでございます。

議員各位におかれても、カーボンニュートラルの中で、脱炭素を図っていかないといけない、このことについては、十分な理解もいただいていることと思っておりますが、議員から質問もあったように、まだまだ十分に説明ができてないくらいもあると思っております。

私どもも折を見て、地域住民の町民の方にも、説明も、機会も設けましたけれども、参加者も少なかったというようなところもございます。

このことについては、先般、本会議でも申し上げましたように、さらに懇切

丁寧な説明を行っていきながら、議会、それから町民の皆様方にも理解をいただいた後で、力強く、この脱炭素に向けて取り組みをしてみたいと、そのように思っております。

以上です。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 なかなか答弁しづらいところもあると思いますが、議会の認識について伺いたわけですけれども、あまり触れられていなかったようでございます。

いずれにしましても、近いうちに、12月議会会報により、今回の脱炭素計画に係る質問の要旨等が、町民のもとに届くこととなりますが、今後、脱炭素計画を議論していく上で、持続可能なまちづくりと、そして町民のベネフィットは何か、これらを含めた議論において、行政と議会の間でそごがあってはならないとの思いから、改めて確認をさせていただきました。

答弁は結構でございます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 89 号「令和 5 年度久万高原町一般会計補正予算（第 5 号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 ここで、10 分間休憩いたしたいと思います。 (午後 2 時 27 分)

(休憩)

議長 休憩前に続き、会議を開きます。 (午後 2 時 38 分)

お諮りします。

日程第 4、議案第 90 号から、日程第 11、議案第 97 号までの令和 5 年度特別会計、事業会計補正予算に関する 8 件を一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、日程第 4、議案第 90 号から、日程第 11、議案第 97 号までの令和 5 年度特別会計、事業会計補正予算に関する 8 件は、一括議題にすることに決定しました。

本案について、まず、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(瀧野 志総務文教厚生常任委員長を指名)

瀧野委員長 総務文教厚生常任委員会議案審査結果の報告をいたします。

総務文教厚生常任委員会に付託されました議案第 90 号、議案第 91 号、議

案第92号、議案第93号、議案第94号、議案第95号につきまして、12月14日に委員会を開催しまして審査を行いました。その概要を報告いたします。

議案第90号「令和5年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」

総額は、補正前と同額で、累計11億1,174万となります。

歳出の主な内容は、一般療養給付費の増額、3,035万円、一般高額療養費の増額、1,221万3,000円、病院事業会計繰出金の減額、マイナス4,500万円。

歳入の主な内容は、普通交付金の増額4,433万3,000円、特別調整交付金の減額4,500万、一般会計繰入金の減額183万8,000円。前年度繰越金の増額、350万5,000円などとなっております。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第91号「令和5年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）」

総額70万円の増額補正で、累計4,849万4,000円となります。

歳出の内容は、人件費の増額70万円、歳入の内容は、前年度繰越金の増額70万円です。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第92号「令和5年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）」

総額437万3,000円の減額補正で、累計1億6,884万3,000円となります。

歳出の内容は、人件費の増額15万8,000円、広域連合納付金の減額453万1,000円。歳入の内容は、一般会計繰入金の減額437万3,000円です。

審査の前に、議案の訂正の申し出があり、これを許可しましたので、訂正を前提とした議案の審査を行いました。



本案は、本会議において訂正が許可されたので、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第93号「令和5年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」

総額30万1,000円の増額補正で、累計19億8,220万2,000円となります。

歳出の主な内容は、人件費の増額16万5,000円、償還金の増額10万円。

歳入の主な内容は、一般会計繰入金の増額20万1,000円です。

審査では、町立病院やかわクリニックの介護療養病床が廃止されたことで、介護保険料に与える影響はあるかとの質疑に、町外の介護医療院に転院されるので、あまり影響はないとの答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第94号「令和5年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）」

総額27万円の減額補正で、累計3,911万5,000円となります。

歳出の内容は、人件費の減額27万円、歳入の内容は、前年度繰越金の減額27万円です。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第95号「令和5年度久万高原町立病院事業会計補正予算（第1号）」

収益的収入及び支出。収入及び支出の予定額は2,245万7,000円の増額補正で、累計10億157万円となります。

支出の内容は、医療費用の給与費の増額2,645万7,000円、収入の内容は、医業外収益補助金の増額2,645万7,000円。

資本的収入及び支出。収入予定額を7,890万円、支出予定額を7,850万円、それぞれ減額補正し、収入の累計が、3,829万、支出の累計が5,240万3,000円となります。

支出の主な内容は、電子カルテ整備費の減額9,000万円、ナースコール

設備及び電話交換機整備費の増額1, 250万円。

収入の内容は、他会計から負担金の企業債の減額1, 870万円。他会計からの長期借入金の減額1, 870万円。他会計負担金の減額4, 150万円。損益勘定留保資金補填額は40万円の増額で、1, 411万3, 000円となります。

審査では、町民の命を守るために、町立病院をしっかりと維持しなければならないことは皆さん共通の考えだと思うが、強化策のプランなどについて報告との質疑に、病院経営は厳しい状況にあり、今後、収益を上げていくためには、人材の確保とともに、将来のあるべき姿と見据えながら経営していく必要がある。不採算の部分をどう進めていくのかという課題もあり、関係者と協議しながら、病院の存続について考えていきたいとの答弁がありました。

病院の経営が厳しい原因は、人口減少によるものであり、人の確保とともに、人口減少に対する経営計画をしっかりと立てることが必要ではないかとの質疑に、今後とも人口の減少は見込まれるので、将来のあるべき姿を見据え、経営計画等を作成しながら、病院経営に取り組みたいとの答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告といたします。

議長 委員長報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

瀧野委員長、お引取りください。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(高橋末廣産業建設常任委員長を指名)

高橋末廣  
委員長

産業建設常任委員会に付託された議案第96号、議案第97号につきまして、12月14日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第96号「令和5年度久万高原町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」収入及び支出の予算額は、478万円の増額補正で、累計3億8,557万3,000円となります。

支出の内容は、人件費の増額28万円、委託料の増額450万円。収入の内容は、他会計負担金の増額28万円、県補助金の増額450万円となります。

審査では、県が実施する水循環システムの実証について、どの程度の内容かとの質疑に、西予市、伊予市、今治市で実証開始中であり、総費用、約6,000万円を県が負担し、3市からの持ち出しはないとの答弁があった。

実証実験が終わった後の施設についてはどうなるのか、また、新しい流れの中で、水確保についても研究してはどうかとの質疑に、WOTA社に照会中であり、来月以降に中間報告を頂ける予定。県の実証実験の結果を見て、様々な検討をしたいとの答弁があった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第97号「令和5年度久万高原町下水道事業会計補正予算（第2号）」収入及び支出の予定額は、17万1,000円の増額補正で、累計4億515万9,000円となります。

支出の内容は、次のとおりです。

人件費の増額17万1,000円、収入の内容は、他会計負担金の増額17万1,000円となります。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

議長

委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
高橋委員長、お引取りください。  
各委員長の報告は終わりました。  
これより、質疑・討論・採決については、1件ずつ行います。

議 長 まず、議案第90号「令和5年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正  
予算(第1号)」について、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第90号「令和5年度久万高原町国民健康保険事業特別会  
計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 続いて、議案第91号「令和5年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

（なしの声）

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号「令和5年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長報告のとおり可決しました。

議 長 次に、議案第92号「令和5年度久万高原町後期高齢者医療保険事業会計補正予算（第2号）」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議 長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第92号「令和5年度久万高原町後期高齢者医療保険事業  
会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 続いて、議案第93号「令和5年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予  
算(第2号)」について、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第93号「令和5年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 次に、議案第94号「令和5年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)」について、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第94号「令和5年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)」は、委員長報告のとおり可決しました。

議 長 次に、議案第95号「令和5年度久万高原町立病院事業会計補正予算(第1号)」について、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第95号「令和5年度久万高原町立病院事業会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。



議 長 次に、議案第96号「令和5年度久万高原町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

（なしの声）

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第96号「令和5年度久万高原町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 次に、議案第97号「令和5年度久万高原町下水道事業会計補正予算（第2号）」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第97号「令和5年度久万高原町下水道事業会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 日程第12、議案第99号「財産の無償貸し付けについて」を議題とします。  
本案について、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(瀧野 志総務文教厚生常任委員長を指名)

瀧野委員長 総務文教厚生常任委員会議案審査結果報告。  
総務文教厚生常任委員会に付託をされました議案第99号につきまして、12月14日及び12月22日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第99号「財産の無償し付けについて」

旧柳川小学校の土地及び建物の一部を無償貸付することについて、地方自治

法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

貸付の相手は、レストラン モルゲンピアホール 代表者黒田眞禎です。

12月14日の委員会終了後に議案の訂正の申し出があり、12月22日に委員会を開き、これを許可をいたしましたので、訂正を前提とした議案の審査を行いました。

本案は、本会議において訂正が許可されましたので、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

また、そのほかの質疑で、学校給食費の物価上昇分は町が負担して、保護者負担額を変えないと聞いているが、町は幾ら負担しているのかとの質疑、1食当たり、令和4年度で30円、令和5年度で60円を見込んでいるとの答弁がありました。

以上、報告といたします。

議 長

委員長の報告は終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

瀧野委員長、お引き取りください。

議案第99号「財産の無償し付けについて」質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第99号「財産の無償し付けについて」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 ここで、しばらく休憩いたします。 (午後2時59分)

(休憩)

議長 休憩前に続き、会議を開きます。 (午後3時01分)  
お諮りします。  
お手元に追加議事日程が配付されています。これを日程に追加し、議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、日程を追加して議題とすることに決定しました。

議長 追加日程第1、議案第102号「令和5年度久万高原町一般会計補正予算(第6号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長

議案に基づき歳入・全般説明

議案に基づき歳出説明

(1款1項目)

(3款1項目)

(3款2項目)

(4款1項目)

(6款2項目)

(7款1項目)

(9款1項目)

(10款6項目)

議長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第102号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第102号「令和5年度久万高原町一般会計補正予算（第6号）」は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長 追加日程第2、議案第103号「令和5年度久万高原町立病院事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

(西村病院事業等統括事務長を指名)

西村事務長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。  
これより、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。

お諮りします。

議案第103号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第103号「令和5年度久万高原町立病院事業会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長 追加日程第3、議案第104号「令和5年度久万高原町立老人保健施設事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(西村病院事業等統括事務長を指名)

西村事務長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第104号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第104号「令和5年度久万高原町立老人保健施設事業会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長 追加日程第4、発議第11号「私学助成の充実強化等に関する意見書について」を議題とします。

趣旨説明を求めます。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 発議の趣旨説明

議長 趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

瀧野議員、お引取りください。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)



議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
発議第11号は、提出者提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、発議第11号「私学助成の充実強化等に関する意見書について」  
は、提出者提案のとおり可決しました。

議長 追加日程第5、発議第12号「持続可能な農業・農村の実現と食料安全保障  
の強化を求める意見書について」を議題とします。  
趣旨説明を求めます。

(高橋末廣議員を指名)

高橋末廣  
議長 議員 発議の趣旨説明

議長 趣旨説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
高橋議員、お引取りください。  
これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

発議第12号は、提出者提案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、発議第12号「持続可能な農業・農村の実現と食料安全保障の強化を求める意見書について」は、提出者提案のとおり可決しました。

議 長

追加日程第6、「総務文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。

お諮りします。

総務文教厚生常任委員長から、久万高原町議会会議規則第73条及び第75条の規定により、別紙のとおり、閉会中の継続調査の申出がありましたので、了承したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、総務文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定いたしました。

議 長

追加日程第7、「産業建設常任委員会所管事務調査報告」を行います。

高橋委員長の報告をお願いします。

(高橋末廣産業建設常任委員長を指名)

高橋末廣  
委員長

それでは、11月の7・8・9日、福島・宮城両県に先進視察を行いました、その報告をいたします。

なお、報告資料の作成は、阪本・大原・西山委員が作成し、全委員の承認のもと、委員長が報告をさせていただきます。

1、自治体に専門員を配置した鳥獣害対策。

視察初日、11月7日午後、猪苗代町役場にて、猪苗代町農林課から鳥獣害対策の先進事例の説明を受けました。

猪苗代町は、福島県ほぼ中央に位置し、南の猪苗代湖、北の磐梯山に抱かれた平坦地に、農地、居住地が広がり、町の面積は約394平方キロ、湖面を除くと農林の割合は80%であるが、人工林率は35%と低く、田畑の割合は15%で、1個あたりの耕作面積は4.9ヘクタールです。

標高は500メートルから2,000メートル、年間降水量は約1,100ミリ、年間降雪量は合計5メートルである。

人口は1万3,500人、予算規模は86億円。観光業など、第3次産業の従事者が67%を占める町です。

東日本大震災以降、鳥獣害被害金額、被害面積ともに増加しており、金額ではニホンザルが、面積ではイノシシの被害が大きいとのこと。

人と鳥獣の本来あるべき住み分けを実現することを目的に、以下の3段階の対策をしております。

- 1、農地周辺のやぶの刈り払いや、未利用果樹の伐採等の環境管理をする。
- 2、花火による追い払い、追い上げや柵の設置による被害防除対策をする。
- 3、それでも防げないものは捕獲する。

具体的には、役場の農林課内に鳥獣害対策係を設立し、専門職員も採用しており、地区ごとに有害鳥獣の種類、被害状況を調査し、研修会において対策の指導をしています。

それにより、集落ぐるみで組織的に、また面的に対策することにより、効果を上げています。

また、罾が作動したことをメールで知らせる罾システム導入により、見回りの省力化を図ることで、設置台数を増やせたことや、見回りしづらい場所に設置できるようになるなど、捕獲頭数の増加につなげました。

また、赤外線ドローンによる生息域や、頭数の把握、情報提供もしています。最後に、福島県では、「鳥獣害対策市町村リーダー育成モデル事業」を平成29年から開始し、その配置と活動の支援をしており、市町村の枠を超えた対策の実現につなげていること。被害の大きなイノシシや鹿については、有害鳥獣として指定するなどとして、特筆すべき取組をすることなども、特別すべき取組であると感じました。

## 2、再生可能エネルギーの地産地消システム。

2日目、福島県相馬市に立地する株式会社IHIの、そうまIHIグリーンエネルギーセンターにおいて、再生可能エネルギーを活用した循環型地域社会づくりについて、視察研修を行いました。

本施設は、東日本大震災で被災した相馬市の復興計画と連携したスマートコミュニティを構築するものです。

具体的には、再生可能エネルギーの地産地消を実現し、地域のCO<sub>2</sub>を削減すること。余ったエネルギーを活用して、未利用資源であった下水、汚泥の有価物化を推進、地域防災力の強化、水素活用関連の研究や、関連産業誘致による交流人口の増加を目指す先進的な取組です。

敷地内には、1,600キロワットの太陽光発電施設があり、ここで生産された電力を、本研究施設並びに隣接する相馬市や下水道処理場と、ごみ焼却場に供給しています。また、その余剰電力を活用して、水の電気分解を行っており、水素を生成して備蓄しており、非常時には燃料電池で発電し、近隣の避難施設に電力を供給します。

これらは、自営の電力系統で接続されており、相馬市と共同出資した地域新電力を介して、施設に充電されています。

本町でも、計画されているマイクログリッドのシステムが構築されていました。この施設は、敷地内で生産されたエネルギーを、施設内で使い切るという発想で設計されており、発電電力量の多い晴れた日の余剰電力を、電気ボイラーで蒸気に変換して熱エネルギーとして備蓄し、その熱源は下水道処理場から出

る汚泥の乾燥処理に活用することで、汚泥をペレット化しています。

このペレットは、バイオマス燃料やバイオマス肥料として使用されています。また、水素生成時に、大気放散された水の電気分力で発生した副生酸素を活用し、アクアポニックスという農法を研究されています。

これは、陸上養殖と水耕栽培を同じ系統で実施するものです。実際にレタスを水耕栽培し、テラピアとニジマスが養殖されていました。

本町の特産品にアマゴがありますが、同じマス科の魚ということで、アマゴも本システムに採用が可能です。

栽培品目についても、水耕栽培できるものには活用可能であるため、ミニトマトなども応用が可能です。

本町の特産品を産出する農業と水産業の融合で、高収益化を図ることも可能です。

また、働きやすいスマート農業の推進により、農業従事者の確保が見込められるなど、本町の農業の未来像についても、新たな可能性を感じるものでした。

そして、水素、酸素、電力など、資源にプラスして、大気中などのCO<sub>2</sub>を活用してメタンガスを生成、生産。

相馬市内では、このメタンガスを燃料とするコミュニティバスが運行されていました。これらのことを実行するエネルギー源は、この施設においては、太陽光発電システムを採用していますが、これは他の再生可能エネルギーで置き換えることもできます。

電力を安定して供給できるのは、太陽光や風力と比較して、出力の変動の少ないバイオマス発電が適しており、久万高原町のように豊富な森林資源が存在する自治体においては、木質バイオマスをエネルギー源とすることが最も合理的であるとのことでした。

また、再エネ事業に取り組むのであれば、まずは地域内で着実に消費できるように設計し、足りない場合は足していく。余った電力は蓄電するだけでなく、熱や水素などの様々な形態に変換させて備蓄し、できるだけ地域内を消費することが必要であり、それが結果として、地域経済を循環させることにつながるとのアドバイスもいただきました。

本町も地域脱炭素事業に取り組もうとしています。地域課題を解決する手

段として、町に現在ある産業や資源を有効に使い、できることから始めていくべきではないかなど、今後の町のエネルギービジョンを考える上で、大いに参考になりました。

3、木質バイオマスを使用した最先端園芸施設について。

3日目、宮城県石巻市北上町の株式会社デ・リーフデ北上において、木質バイオマスを使用した最先端園芸施設を視察いたしました。

東北大震災で浸水した土地を3年かけて整備し、国の次世代施設園芸導入加速化支援事業によるオランダ式ガラス温室で、大玉トマト1.1ヘクタールと、パプリカ1.3ヘクタールを、長期多段型溶液で栽培しています。

近くの森林組合より、良質な木材チップを購入し、木材バイオマスと地熱利用のヒートポンプを再生可能エネルギーとして活用し、80度の温水をハウスで巡回させ、温度管理をしています。また、補助としてLPGボイラーを利用しています。水源は、温室ハウス屋根への雨水をタンクに回収し、養液栽培で利用した肥料の残る水と混合し、再循環しています。

総事業費17億円で、資材、栽培水で、全てオランダより導入したとのことです。

この会社の社長は、東北大震災のとき、自宅とともに3キロほど一緒に流され、幸運にも助かったとのことでした。御高齢と見受けられたが、地域のリーダーとして、復興支援に当たり、被災者の雇用の場として、新たな事業をはじめ、現在はパート、正社員40名で生産から販売までの一貫体制で運営しているとのことでした。

東北人の頑張りに感動しました。経営は、現在黒字化したが、単収でトマト32トン、パプリカ20トンを目標にしているとのことでした。

今までは、ハウスの加温を重視していたが、東北といえども、近年の夏場の高温対策として、今後は冷房設備を考えなければならないとのことでした。

以上です。

議長 高橋委員長の報告は終わりました。

以上で産業建設常任委員会所管事務調査報告を終わります。

議長 お諮りします。  
以上で、本定例会に付議された案件は全て終了しました。  
したがって、これで閉会したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、本定例会は、これで閉会することに決定しました。  
これで、本日の会議を閉じます。 (午後 3 時 3 7 分)  
町長の挨拶を求めます。

(河野町長を指名)

町長 閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。  
議員の皆様方には、熱心に御討議をいただき、上程いたしました議案、それぞれお認めをいただきました。ありがとうございます。  
また、議論の中で様々な貴重な御意見頂戴いたしました。今後の町政にしっかり反映をしてみたいと思っておりますし、また、少子高齢化等の課題ございますけれども、明日の元気なまちづくりに、議員の皆様方と協働しながら、懸命にしっかりと取り組んでみたいと思っております。

1 2 月議会、大変お世話になりました。ありがとうございます。

いよいよ残すところもあとわずかとなりましたけれども、どうぞお体、十分に御自愛ををいただき、つつがなくご越年を賜りますようによろしくお願い申し上げます。閉会に当たってのお礼の御挨拶にかえさせていただきたいと思っております。

大変お世話になりました。

ありがとうございます。

議長 一言御挨拶を申し上げます。  
令和 5 年 1 2 月定例議会が本日で終わったわけですが、本定例会に付議されました案件は、全部可決して、皆さんの慎重な審議によりまして、可決された

こと、ありがとうございました。

これからも異常気象で、厳しい寒さが待っておろうと思いますが、議員の皆様、お体に気をつけられてお過ごし、なお一層の活躍をお願いしたいと思えます。

どうも本日は御苦労さまでございました。

以上で、令和5年第6回久万高原町議会定例会を閉会したいと思います。

事務局

(終 礼)



会議の経過を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員